審 査 基 準 （ 公 表 用 ）

様式第３号

所管課　危機管理防災課

法　　令　　名	高圧ガス保安法	法令の番号	昭和26年法律第204号
許認可等の種類	容器再検査又は附属品再検査	根 拠 条 項	第49条第1項、第49条の4第1項

審査基準

1　容器検査関係
　法第49条第2項の規格に適合していること
　　容器保安規則第26条第1項、第2項、第3項及び第4項の規格に適合していること

2　附属品検査関係
　法第49条の2第2項の規格に適合していること
　　容器保安規則第29条第1項又は第2項の規格に適合していること

受付機関	危機管理防災課	処理機関	危機管理防災課	交付機関	危機管理防災課	標準処理期間　２５　日 標準経由期間　―　日	目次NO	32～